

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	少額電子募集取扱業務のみを行う者に対する規制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線:2355) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年7月7日	
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価時、投資型クラウドファンディングを通じたリスクマネーの供給促進を図るとい課題のもと、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者については、その業務の特性に鑑み、課す必要性がない又は低いと考えられる参入要件及び行為規制を緩和することが適当であるとしていた。規制の事前評価後、上記の課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は生じておらず、想定していなかった影響も発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者において、参入要件及び行為規制が緩和されることで、最低資本金基準の遵守費用等の業者の登録に係る負担及び行為規制の遵守に係る負担が軽減されるとしていた。最低資本金基準の遵守費用以外に、業者登録及び行為規制の遵守費用を業者ごとに具体的に把握することは困難であるが、これらの業者登録に係る負担は一定程度軽減されていると見込まれる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	事前評価時、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者が、登録後においても、募集の取扱い等を行う有価証券の発行総額が少額であること等の要件を満たして業務を行っているか否かを確認するための費用が発生するとしていた。また、第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務を取り扱う業者のみ少額の要件を満たして業務を行っているか確認を行えばよく、追加的に発生する費用は限定的としていた。実際に本規制緩和により生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、当該行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	当該緩和により、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者について参入要件及び行為規制が緩和され、これらの業者登録に係る負担及び行為規制の遵守に係る負担が軽減される効果が発現している。一方、行政費用の追加的発生は限定的であると考えられるため、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	事前評価時、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者について、登録要件及び行為規制を緩和することにより、少額の投資型クラウドファンディングを通じたリスクマネーの供給が促進され、企業・新規ビジネスの創出が実現されるとしていた。2017年4月に1号案件が成立して以降、2020年末までに投資型クラウドファンディングを通じて161件・50億円超の募集が実施されており、当該緩和によってリスクマネーの供給が促進されていると考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該緩和に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	想定していなかった事象の発現や、費用・効果・便益に関する事前評価時とのかい離はなく、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者に係る適切な参入要件及び行為規制の緩和が実現した結果、新規業者の参入が進み、投資型クラウドファンディングを通じたリスクマネーの供給促進が図られている。よって、当該規制を継続していくことが妥当であり、本件に係る特段の見直しは不要であると考えられる。	
備考		